

兵庫県公報

平成27年5月7日 木曜日 第2693号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成27年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 保安林の指定の予定通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（広報課）	8
収用委員会告示	
○ 公示送達	8

告 示

兵庫県告示第401号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成27年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成27年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時
平成27年8月11日（火）午後2時から午後3時まで
- 試験場所
神戸市西区学園西町8-2-1
兵庫県立大学 神戸商科キャンパス
- 試験科目
 - 筆記試験
 - 毒物及び劇物に関する法規
 - 基礎化学
 - 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 試験区分
一般
農業用品目
特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）
- 受験手続
 - 提出書類
 - 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）、各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒〔定形外角形3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼付し、宛先を明記したもの〕を添えて薬務課に申し込むこと。

イ 写真

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。

(2) 受付期間

平成27年5月18日（月）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による場合は、簡易書留とし、平成27年5月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 薬務課又は各健康福祉事務所（いずれの機関でも提出可。）

イ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで

(4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。

(5) 手数料

10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

6 受験票の送付

受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人宛てに送付する。

7 合格者の発表

平成27年9月9日（水）午前10時に薬務課及び各健康福祉事務所に受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。

なお、電話による合否の問合せには応じない。

8 試験についての問合せ先

(1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話 (078) 341-7711 内線3314

(2) 各健康福祉事務所



兵庫県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市小東野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 啓 男	神戸市西区神出町小東野38番地の 6
同	汐 谷 保	同 市同区神出町小東野37番地の28
同	大 澤 富 男	同 市同区神出町小東野42番地の45
同	竹 中 英 明	同 市同区神出町小東野42番地の74
同	大 面 芳 枝	同 市同区神出町小東野39番地の51
同	松 尾 達 治	同 市同区神出町小東野48番地の 3
同	松 井 博 嗣	同 市同区神出町小東野16番地の 8
同	松 尾 幸 典	同 市同区神出町小東野45番地の18
同	久 戸 章 義	同 市同区神出町小東野48番地の72
同	松 本 生 民	同 市同区神出町小東野57番地の58
同	大 面 博	同 市同区神出町小東野 9 番地の20

同	谷 端 智	同	市同区神出町小東野 2 番地の29
同	藤 本 利 之	同	市同区神出町小東野 9 番地の16
同	廣 田 真 次	同	市同区神出町小東野56番地の156
同	松 村 定 幸	同	市同区神出町小東野56番地の171
監 事	藤 中 竹 雄	同	市同区神出町小東野39番地の22
同	山 本 正 和	同	市同区神出町小東野41番地の48
同	淵 上 勲	同	市同区神出町小東野 2 番地の 5

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

大 西 啓 男

大 澤 真 嗣

山 本 正 和

辻 孝 志

松 尾 達 治

木 戸 進

谷 端 智

藤 本 利 之

松 村 定 幸

藤 中 竹 雄

汐 谷 保

住 所

神戸市西区神出町小東野38番地の 6

同 市同区神出町小東野41番地の50

同 市同区神出町小東野41番地の48

同 市同区神出町小東野40番地の28

同 市同区神出町小東野48番地の 3

同 市同区神出町小東野47番地の 5

同 市同区神出町小東野 2 番地の29

同 市同区神出町小東野 9 番地の16

同 市同区神出町小東野56番地の171

同 市同区神出町小東野39番地の22

同 市同区神出町小東野37番地の28

野瀬土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

細 見 博

細 見 正 和

細 見 祐 二

木 村 悟

細 見 利 久

細 見 一 郎

細 見 辰 夫

片 山 逸 雄

住 所

丹波市春日町野瀬647番地

同 市春日町野瀬81番地 1

同 市春日町野瀬25番地

同 市春日町野瀬762番地 1

同 市春日町野瀬303番地

同 市春日町野瀬105番地

同 市春日町野瀬544番地

同 市春日町野瀬697番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

細 見 博

細 見 正 和

細 見 祐 二

木 村 悟

細 見 一 郎

細 見 寛

細 見 辰 夫

片 山 逸 雄

住 所

丹波市春日町野瀬647番地

同 市春日町野瀬81番地 1

同 市春日町野瀬25番地

同 市春日町野瀬762番地 1

同 市春日町野瀬105番地

同 市春日町野瀬340番地

同 市春日町野瀬544番地

同 市春日町野瀬697番地 1



兵庫県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市小東野土地改良区	平成27年 4 月 14 日



兵庫県告示第404号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年4月17日に次のとおり認可した。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 岸田川漁業協同組合
所在地 美方郡新温泉町浜坂2143—10

2 漁業権番号

内共第13号

3 認可に係る変更の内容

第8条第2項を次のように改める。

遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣による遊魚の場合には、当該漁業をする場所において漁業監視員に納付することができる。

美方郡新温泉町浜坂2143—10	新温泉町商工会内 岸田川漁業協同組合事務所
浜坂525	川夏釣具店
浜坂2337	高山カメラ店
三谷224	海鮮魚市(有)山米
二日市751—1	山川商店
七釜48	ローソン新温泉七釜店
七釜337	(有)七釜荘
戸田250	井上 幸子
井土840—1	ファミリーマートマツモト湯村店
湯99	福島理髪店
細田10—1	湯の町石油(有)
千谷243—1	八田コミュニティセンター
石橋757—1	上山高原ふるさと館

豊岡市船田1301 (有)松田釣具店
船町333—1 フィッシュオン 豊岡店

朝来市和田山町東谷331 日下部釣具店

宍粟市山崎町山田179—2 高井釣具店

宍粟市一宮町安積1333—9 小国釣具

鳥取市川端 2—225 茶谷釣具店

鳥取市湖山町北 1—557 (株)真山釣具

鳥取市千代水 1—142 ポイント 鳥取店

鳥取市千代水 3—119 かめや釣具 鳥取店

4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日

認可の日から施行する。



兵庫県告示第405号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町春来字ニゴリ 5 の17、 5 の19

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニゴリ 5 の17・ 5 の19 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第406号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市中郷字池谷1064の 2、1064の 4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池谷1064の 2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第407号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

加西市北条町古坂字原谷1177の19、1177の20

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字原谷1177の19・ 1177の20 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



兵庫県告示第410号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町加美区鳥羽字茅坂777の1、777の2、777の12、777の17、777の18、777の21から777の23まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。〕



兵庫県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 5 月 7 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 5 月 7 日から 2 週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 志 筑 郡 家 線	淡路市多賀字神ノ木1133番1から 同 市多賀字老ノ内978番1まで	旧	7.0から 7.0まで	45.0	
		新	7.0から 12.0まで	45.0	



兵庫県告示第412号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
吉 尾	神 戸 市	北 区	八 多 町 吉 尾	木 戸 学 校 辻	704番から706番までの各一部、710番4の一部、710番7の一部、711番1から711番3までの各一部、712番から715番までの各一部 1231番の一部、1232番1の一部

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成27年 5 月 7 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の編集、印刷及び配布一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部広報課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
265,206,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項 (b) による。

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第6号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 不 明 (川辺郡猪名川町猪淵字岩屋42番の土地使用借権者兼物件所有者)

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

兵庫県収用委員会が平成27年 4 月 20 日付けで裁決した高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事 (高槻第二ジャンクション (仮称) から神戸ジャンクションまで) 及びこれに伴う附帯工事並びに県道、市道及び普通河川付替工事並びに特別高圧送電線鉄塔移設工事に係る権利取得及び明渡裁決書の正本

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成27年 5 月 28 日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年 5 月 7 日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一